

## 三重県公報

平成30年1月22日(月)

号 外

目	次
---	---

(番号) (題名) (担当) (頁)

告 示

46 家畜伝染病予防法の規定による消毒の実施

( 畜 産 課 ) 2

告 示

## 三重県告示第 46 号

家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり消毒を求めるので告示します。 平成 30 年 1 月 22 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザの緊急的な発生予防のため

- 2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- (1) 実施する区域
  - 三重県全域
- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼養羽数が100羽以上の家きん飼養農場その他家畜保健衛生所長が必要と認める家きん飼養農場

3 実施の期日

平成30年1月23日から同年3月31日まで(2日間の準備期間を含む。)

4 消毒方法

消石灰の農場内(家きん舎周囲及び農場外縁部)散布

## 発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/